

議案第65号

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年阿見町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	

現行	改正後	備考
<p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	

## 議案第65号 説明資料

### 【一部改正の理由】

阿見町議会議員及び阿見町長選挙において、本条例によって公費負担とすることとなっている選挙運動費用について、基準額の参考先としている公職選挙法施行令(昭和25年政令第89条)の一部が改正されたため、当該改正内容に合わせて改正するもの。

### 【改正内容】

#### 町条例第4条第2号関係

候補者が選挙運動期間において使用する選挙運動用自動車の使用(一般旅客運送業者との契約以外のもの)について、それぞれ次の費用について1日当たり基準額の引き上げ

- ・第4条第2号ア：選挙運動用自動車の借入れ契約による自動車の借上料

改正前：15,800円

改正後：16,100円

- ・第4条第2号イ：選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約による燃料代

改正前：7,560円

改正後：7,700円

#### 町条例第8条関係

候補者が選挙運動に用いるビラについて、1枚当たり作成単価基準額の引き上げ

改正前：7円51銭

改正後：7円73銭

### 【施行期日】

公布の日